

令和 3 年度
事業計画書



社会福祉法人香取市社会福祉協議会

I 事業方針

基本方針

近年、社会福祉は社会経済環境により人々の暮らしも大きく変化し、地域福祉に関わる国の施策はめまぐるしく動いています。そして、地域生活課題の変化に伴い、社会福祉協議会に求められる役割や期待も変化する中で、昨年度は全国社会福祉協議会において「市区町村社協経営指針」が改定されました。

本会においては、昨年度策定した「第2次香取市地域福祉活動計画」及び「第2次基盤強化計画」に基づき、本年度以降早期に取り組むべきものについては順次取り組みを進めます。

昨年度は新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい翻弄された1年であり、これまでの福祉の原点であるふれあいや対面といった方法が覆され、地域福祉活動や事業所の運営に多大な影響を及ぼしました。未だ終息の見通しは立ちませんが、with コロナやafter コロナに向けた新たな取り組みを地域活動に関わる方々と共に試行錯誤しながら、『誰もが安心して暮らせるまちづくり』の実現に向けて地域福祉活動の推進に努めます。

また、地域福祉活動を継続的に推進していくためには、安定した組織運営と経営基盤の強化が必要不可欠となります。組織運営として、業務執行の決定機関である理事会と、重要事項の議決機関である評議員会、職務執行の監査を行う監事の運営に努めるとともに、行政や地区社会福祉協議会、民生委員児童委員等の各種社会福祉関係団体や住民自治協議会（まちづくり協議会）等との連携と協力関係を高めていきます。本会内部では、各地域で展開する地域福祉や事業所運営の調整機能を果たしながら、他部門と連携し、効率的な事業の運営と、適切な会計処理に努めることで、経営基盤の強化を図ります。併せて法人運営及び地域福祉推進に係る補助金並びに受託金を財源とする事業についても、事業の検証や見直し等を行うことによって、必要経費の適正化について行政との協議に継続して取り組みます。

年々多様性・複雑化・深刻化する地域の福祉課題・生活課題への対応が難しくなっていますが、微力ながら地域で安心して暮らすことができるよう市民のみなさまや関係機関と連携し、「住んで良かった」と思えるような福祉のまちづくりを目指し、次の重点事項に取り組んでいくものです。

II 重点事項

1 第2次地域福祉活動計画並びに第2次基盤強化計画の遂行

地域福祉を推進する方針を示した地域福祉活動計画と経営の指針である基盤強化計画は、双方バランスがとれてこそはじめて機能する一対の本会にとって最重要計画といえます。

様々な理由が重なり本来の策定年度である一昨年度に策定できなかったため、昨年度策定し両計画とも本年度が1年目となります。

なお、地域福祉活動計画については、行政計画である香取市地域福祉計画と連動し、かつ相乗効果があり地域の力をより発揮できることを旨とし、基盤強化計画は自主財源の確保を第一に、また香取市や千葉県社会福祉協議会等からの財政的支援を得られる活動を行える計画を目標とします。

2 生活支援体制整備事業の推進

本会では、例え支援が必要になったとしても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、行政の手が届かない部分において住民同士で支えあう仕組みづくりに取り組んでいます。

昨年度は本事業でいう「協議体」の設置ができていない地区8ヶ所に対して「生活支援コーディネーター」を増員したことで、協議体を設置することができ、これによって市内全地区に協議体が設置されました。しかしながら本事業は協議体を設置すれば完了ではなくむしろそこからスタートであり本年度が実質的な始まりの年であるともいえます。

そのため、協議体の方々と協力しあらゆる社会資源の力を借りながら、生活するうえで必要であるが行政サービスにはないような、軽易な困りごとのサポートサービス等の生活支援サービスの創設等、本事業の推進を加速していきます。

3 権利擁護事業の充実

(1) 日常生活自立支援事業

ひとり暮らし高齢者の増加や障がい者の地域移行の増加より、判断能力の低下した方々は暮らしにくくなっており、これは本市も例外ではありません。このような方々が在宅で安心安全に暮らせるよう、あくまでも本人の意思によって福祉サービスを選ぶ手助けや生活費等の日常的な金銭の管理を千葉県社会福祉協議会からの受託事業として行っています。

高齢化率の高い本市は、人口に占める契約者が県内でも3指に入る件数であり今もなお増加し続けていることから、将来的にもなくてはならない非常に重要な事業であるため、引き続き本事業を円滑に遂行します。

加えて特に近年、精神障がい者の利用者が急増しているため、香取障害者支援センターや香取CCC等関係機関と連携し、従来からの支援スタイルの変容

にも柔軟に対応していきます。

(2) 法人後見事業

上記の日常生活自立支援事業で対応できなくなった利用者は、その担い手がなければ過酷な状況に陥ります。本会ではこの受け皿として、また超高齢社会における本会の役割を熟慮した結果開始した本事業は、知的障がい・精神障がい・認知症等によって判断能力が十分な状態ではない方々の、日常生活自立支援事業より大きな預貯金等の財産管理や不動産、施設入所等のあらゆる契約に関する法律行為を成年後見制度に則り行っています。

本年度も、本事業にとって一番のパートナーである家庭裁判所との関係をより強固なものとし、また日常生活自立支援事業との連携により、適当な後見人等がなく生活に困窮している方を対象に事業展開していきます。

両事業にいえることですが、円滑な利用者支援の実施は当然ながら、財産を預かることイコール利用者のすべてに寄り添うといっても決して過言でないことから、責任も重くその内容についても複雑多岐にわたり関わる時間も大きいため、現状の利用者数に対する担当職員は不足しています。

両事業ともに、現時点で見合う収入が見当たらないため、近未来要望に応えられない状況が必ず起き得ます。本会としては、いかに不可欠な事業であるかを行政や千葉県社会福祉協議会に理解していただき、財政支援を得ることができるよう、まず実績を積み上げながら、今後確実に拡大する需要に対応できる職員体制を整えてまいります。

4 生活困窮者への支援

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う物流の停滞、雇用の不安定等により、国の対応策として昨年の3月から現行の緊急小口資金・総合支援資金制度を特例として拡大実施したことにより昨年度はのべ約1,000件にも上る申請がありました。これは実際に申請を受け付けた件数であり相談はこの何倍にもなり職員がこの対応に忙殺されていた状況もありました。

従来の本会が独自に実施する「小口資金貸付制度」や千葉県社会福祉協議会委託事業である「生活福祉資金貸付制度」を効果的に連動・活用し、生活に窮する方への資金面での対策を図ります。

また、歳末たすけあい運動の一環として現在も実施している困窮者への見舞金についても、より効果が発揮できるような内容に改めていきます。

そして、フードバンク千葉との連携や市内農家等の篤志者の協力による、困窮者への食の確保についても合わせて実施していきます。

5 介護保険事業の運営と見直し

本来、社会福祉事業を支えるべき公益事業である介護保険事業が、数年来本

会の経営全体を圧迫しているのが現状となっており、この状態のままでは社会福祉事業に悪影響が出ないとも限りません。

これは、国が定める介護報酬が低水準にあるという根本的な問題や介護の現場での人手不足、事業所の林立等もあり、決して本会だけのことではありませんが、本会の状況は特に訪問介護事業及び居宅介護支援事業の落ち込みが近年著しく、ある一定の時期において事業撤退も含めた決断を迫られることになるおそれもあるため、それに備える必要を強く感じています。

ただし、これらを実施している以上は、本会の性格上当然利用者第一をモットーとしたサービス提供を徹底し、黒字転換はできなくとも現在のマイナス幅を多少なりとも縮めるために、管理体制や職員・ホームヘルパーの資質とサービス向上等あらゆる事柄に対し注力していきます。

6 本所の事務所移転

県において香取警察署庁舎及び待機宿舎の老朽・狭隘化による利用者の不便を改善し利用者の利便向上を図ることを目的に建て替え整備を進めることになり、その移転候補地として現在本所事務所が立地している市有地と決定し、市が売却することになりました。そのため本年度中には現在地から移転をせざるを得ない状況になりました。

本来であれば JR 佐原駅近くに令和4年度（令和5年1月）に開館予定の公共複合施設の入居に伴う移転を想定いましたが、その予定が1年ずれたことにより一時的に本所を移す必要が出てきました。

この一時的な移転については暫定であることから行政にもご理解いただき公共施設の空きスペース等を使用できるよう働きかけを行っていきます。

Ⅲ 実施事項

1. 社会福祉事業区分

◎は重点的に取り組む内容

事業名	目的・概要	主な実施事項
(1)会の運営	円滑・適正な運営のための計画立案及びその進捗状況の管理を行う。また組織・事業・経営を評価しながら効率的かつ効果的な運営を図る。	① 理事会の開催(年3～5回) ② 評議員会及び定時評議員会の開催(年2～3回) ③ 正副会長会議の開催(年3～4回) ④ 評議員選任・解任委員会の開催(随時) ⑤ 監事監査の実施(年2回) ⑥ 内部監査の実施(年4回) ⑦ 役員等先進地視察研修会の実施 ⑧ 班長級職員や各事業責任者による会議の開催(随時) ⑨ 事務事業担当国会議の開催(随時) ⑩ 市や関係団体及び関係機関や社会福祉施設との密接な連携
(2)組織体制の基盤強化	「基盤強化計画」に基づく、組織の更なる充実・強化に努める。	◎ <u>① 第2次基盤強化計画の遂行</u> ② 会員の増強 ◇一般会費 1世帯 800円 ◇賛助会費 1口 1,000円 ◇法人会費 1口 2,000円 ・会費納入方法の検討 ◎ <u>③ 地区社会福祉協議会との連携強化</u> ◎ <u>④ まちづくり協議会との連携</u> ◎ <u>⑤ 社会福祉関係団体及び当事者団体との連携及び協力</u> ⑥ 社会福祉施設との連携及び協力 ⑦ 福祉分野以外の団体との連携及び協力(商工団体, 企業, 学校, 消防団等) ◎ <u>⑧ 自主財源の確保のための新規事業と資産運用の研究</u> ⑨ 本所及び支所の職員体制の充実 ⑩ 地域福祉事業協力店, 協力企業の募集 ⑪ 職員の資質向上 ・研修の積極的な参加 ⑫ 独自の職員給与規程制定のための研究(市法人監査指摘事項) ⑬ クラウドファンディングの研究

<p>(3) 広報啓発活動</p>	<p>住民に役立つ社会福祉関係情報の提供と本会に対する理解と協力を得るための活動を展開する。</p>	<p>① 広報紙「ふれあい」の発行(年4回) ・ 広報委員会の開催(年4回) ・ 広告掲載企業の募集</p> <p>③ ホームページの管理運営 ・ 効果的活用と掲載内容の充実</p> <p>④ 社会福祉大会の開催</p> <p>⑤ マスコットキャラクター「あや香ちゃん」の有効活用</p> <p>⑥ パンフレットの配布</p> <p>⑦ 市, 県社協, 県共募の広報誌の活用</p> <p>⑧ 千葉日報, 千葉テレビ等マスコミの効果的な利用</p>
<p>(4) 共同募金配分事業</p>	<p>共同募金配分を活用して高齢者、障害者(児)、児童・青少年の支援を行い、地域福祉の増進を図る。</p>	<p>① 一般配分事業の実施 ・ 高齢者福祉活動 ・ 障害者(児)福祉活動 ・ 児童・青少年福祉活動 ・ その他の福祉活動 ・ 戸別募金を依頼している自治会連合会との連携</p> <p>② 歳末配分事業の実施 ・ 歳末たすけあい募金配分委員会の開催(年3回)</p> <p>◎ <u>配分事業及び配分方法の見直しと検討(生活困窮世帯への効果的配分)</u> ・ 戸別募金を依頼している民生委員児童委員協議会, 自治会連合会との連携</p>
<p>(5) 居宅生活支援事業</p>	<p>障害者総合支援法に基づき、身体・知的・精神障害者(児)にホームヘルパーを派遣することにより障害者の日常生活および社会生活を支援する。</p>	<p>① 障害者(児)へのホームヘルプサービスの提供</p> <p>② 障害者(児)または家族の相談助言等の支援</p> <p>③ ホームヘルパーの人材育成・研修・健康管理・感染症対策等</p> <p>④ 相談支援事業所の開設に向けた検討・研究</p> <p>⑤ 適正なサービスの提供と利用者の拡大</p> <p>⑥ 苦情解決処理体制の確立</p> <p>⑦ 利用料金の口座振替への移行の推進</p>

<p>(6)貸付事業</p>	<p>一時的な生活困窮世帯等の経済的自立と安定した生活の維持を図る。</p>	<p>① 小口資金貸付事業の実施(本会独自の貸付制度) ② 生活福祉資金貸付事業の実施(県社協委託) ③ 臨時特例つなぎ資金貸付事業の実施(県社協委託) ④ 民生委員児童委員協議会と香取自立支援相談センターとの連携 ⑤ 償還指導と滞納世帯への対応 ⑥ 債権の適正な管理と不良債権の適正な整理(市法人監査指摘事項) ⑦ 善意の寄付物品の生活困窮世帯への提供 ◎ <u>⑧ 新型コロナウイルス関連で生活に困窮した世帯への資金貸付(コロナ特例)</u></p>
<p>(7)地域ぐるみ福祉振興基金運営事業</p>	<p>基金の有効的な活用により自主財源及び地区社協やボランティアの活動費の一部として助成する。</p>	<p>◎ <u>① 安全かつ有利な運用の研究</u> ② 基金及び果実の地域福祉活動への効果的な配分及び法人運営に関する財源としての活用</p>
<p>(8)地域福祉活動推進事業</p>	<p>地域福祉活動計画に基づき、地区社会福祉協議会(地区社協)を核とした地域活動の活性化と住民参加と協働によるコミュニティ活動の推進を図る。</p>	<p>◎ <u>① 第2次地域福祉活動計画の遂行</u> ② 市との密接な連携(市地域福祉計画及び各種計画との連動) ③ 地域を担う人材の育成 ④ 市民に顔が見える取り組みの推進 ◎ <u>⑤ 地区社協活動への支援</u> ・地区社協への情報提供と相談助言等の支援 ・地区社協活動への助成 ・地区社協活動推進連絡会の開催(随時) ◎ <u>⑥ 地域サロン活動の拡大を狙った取り組み</u> ⑦ 見守り活動等の充実に向けた取り組み ◎ <u>⑧ 自治会、まちづくり協議会との連携</u> ⑨ コミュニティ・ソーシャルワーカーの育成 ⑩ 給食サービス事業の実施 ・事業の継続及び内容の検討</p>

<p>住民が抱える悩み事に対し、福祉に関する情報の提供や支援、関係機関との連携・協力により福祉の増進を図る。(福祉総合相談事業)</p>	<p>⑪ 心配ごと相談所の開設(毎月第1(木)) ・今後の運営の見直しの検討</p> <p>⑫ 介護に関する相談(随時)</p> <p>⑬ ボランティアに関する相談(随時)</p> <p>⑭ 生活困窮に関する相談(随時)</p> <p>⑮ 貸付金に関する相談(随時)</p> <p>⑯ 権利擁護に関する相談(随時)</p> <p>⑰ その他の福祉全般に係る相談(随時)</p> <p>⑱ 継続性の確保及び行政提出のための相談に関する記録と職員間での共有</p>
<p>ボランティア活動の充実と制度外ニーズへの対応を図る。</p>	<p>⑲ ボランティアセンターの運営 ・ボランティア養成講座の開催 ・ボランティアコーディネートとニーズとのマッチング(随時) ・ボランティアの発掘とニーズの研究 ・ボランティア保険加入の受付(随時) ・ボランティアに関する相談(随時) ・ボランティア情報の提供</p> <p>⑳ ボランティア連絡協議会の運営 ・ボランティア活動への助成 ・生活支援体制整備事業との連携 ・各ボランティアグループの横の繋がり の構築</p>
<p>福祉教育活動の推進を図る。</p>	<p>㉑ 福祉教育活動の推進 ・福祉教育実践校への助成 ・福祉教育学習への支援(講師の派遣及び紹介, 体験セット等の貸出) ・福祉教育学習用資機材の整備 ・福祉教育に関する情報提供 ・福祉体験講座の開催 ・小・中・高校生の社会体験学習等の受入 ・社協バスの有効活用</p>
<p>災害時に備えた体制整備の強化を図る。</p>	<p>㉒ 災害ボランティアセンターの運営 ・災害ボランティアセンター立上げ訓練の実施</p> <p>◎ <u>・災害ボランティア(テクニカルボランティア含む)の確保</u> ・災害対応準備品の整備</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・災害時職員初動対応マニュアル・災害ボランティアセンター運営マニュアルの運用及び見直し ・他市町村社協との連携の研究調査
	介護保険外のサービスの提供と生活支援体制整備事業との連携。	◎ <u>㉓ 「ちょいさぼ」サービスの運営</u> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の拡大 ・生活支援体制整備事業との連携 ・担い手の確保
	その他の地域福祉事業の実施。	②④ 日常生活用具(車イス)の貸出と介護用ベッド等の市内事業者への紹介 ②⑤ 法外援護(行旅人の交通費の貸出・食料の支援)の実施 ②⑥ ふれあいスポーツ大会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会の開催 ②⑦ 障がい者フライングディスク大会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会の開催
(9) 成年後見事業	本会が成年後見人等となることにより、被後見人等の財産管理、身上監護を中心とした日常生活支援を行い、その権利を擁護する。	◎ <u>① かとり成年後見センターの運営</u> <ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会の開催(随時) ・パンフレットの活用 ・家庭裁判所及び関係機関との連携 ・弁護士, 司法書士, リーガルサポートセンター等の専門家との協力 ・日常生活自立支援事業との連携 ・新規 2~3 件の受任 ・職員体制と対象範囲の検討
(10) 受託事業	香取市からの委託事業を円滑に実施する。	① 小見川社会福祉センターの運営管理 〔指定管理：2018 年度～2022 年度〕 ② 障害者紙オムツ給付事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・計画的な配付の実施 ・配付員の確保 ・苦情解決処理体制の確立 ・利用料金の口座振替への移行の推進 ③ シニア健康プラザの管理 ◎ <u>④ 生活支援体制整備事業の実施</u> <ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーター職員の質の向上のための研修 ⑤ 福祉避難所運営事業の実施

<p>千葉県社会福祉協議会からの委託事業を円滑に実施する。</p>	<p>◎ ⑥ <u>日常生活自立支援事業の実施</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の拡大 ・適切な支援と生活支援員の確保 ・関係機関との連携 ・県後見支援センターとの連携 ・利用者データの適正な管理 ・職員体制の強化と支援方法の検討 ・法人後見事業との連携 <p>⑦ 生活福祉資金貸付及び臨時特例つなぎ資金貸付事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込者の相談と連帯保証人等との面接・調査 ・市福祉事務所，民生委員児童委員，香取自立支援相談センターとの連携 ・償還指導と滞納世帯への対応 <p>◎ <u>コロナ特例（総合支援資金，緊急小口資金）への対応</u></p>
<p>その他の団体からの事務局業務を円滑に実施する。</p>	<p>⑧ 市高齢者クラブ連合会事務局の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種事業の企画立案，実施 ・役員会及び各専門部会会議の開催 ・市担当課や各支部との連絡調整 ・県老連，地区高連との連携 ・支部担当者の指導 ・生活支援体制整備事業との連携 <p>⑨ 市高齢者クラブ連合会各支部事務局の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種事業の企画立案，実施 ・役員会及び各専門部会会議の開催 ・市高連や単位クラブとの連絡調整，市高連事業への参加協力 ・生活支援体制整備事業との連携 <p>⑩ 香取地区高齢者クラブ連合会事務局の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種事業の企画立案，実施 ・役員会及び各専門部会会議の開催 ・各市町高(老)連や県老連との連絡調整 <p>⑪ 上記三団体ともに委託内容の検討</p>

2. 公益事業区分

事業名	目的・概要	主な実施事項
(1)介護保険事業	介護保険制度に基づく訪問介護事業・介護予防訪問介護事業を適正に実施するとともに、質の高いサービスを提供する。	① 指定訪問介護事業所の運営 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者宅による食事・排泄・家事等の日常生活援助と自力では困難な日常行為の援助 ・ホームヘルパーの人材育成・研修・健康管理・感染症対策等 ・利用者または家族等の相談援助業務 ・利用者の拡大のためのPR活動 ・苦情解決処理体制の確立 ・利用料金の口座振替への移行の推進 ◎ <u>事業所運営の抜本的な見直し</u>
	介護保険制度における居宅介護支援事業を法令及び契約に基づき適正に実施する。	② 指定居宅介護支援事業所の運営 <ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジャーによる居宅サービス計画・介護予防居宅サービス計画の作成 ・サービス事業者等関係機関との連絡調整 ・利用者または家族等の相談援助業務 ・要介護・要支援認定調査業務 ・苦情解決処理体制の確立 ◎ <u>事業所運営の抜本的な見直し</u>
	介護保険制度に基づく訪問入浴事業・介護予防訪問入浴事業を適正に実施するとともに、質の高いサービスを提供する。	③ 指定訪問入浴介護事業所の運営 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者宅による入浴の援助 ・ホームヘルパー、オペレーター等の人材育成・研修・健康管理・感染症対策等 ・利用者または家族等の相談援助業務 ・利用者の拡大のためのPR活動 ・苦情解決処理体制の確立 ・利用料金の口座振替への移行の推進
	香取市介護保険特別給付に基づく紙オムツ給付事業を円滑に実施する。	④ 紙オムツ給付事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・計画的な配付の実施 ・配付員の確保 ・ケアマネジャーとの連携 ・苦情解決処理体制の確立 ・利用料金の口座振替への移行の推進

3. その他の事業

事業名	目的・概要	主な実施事項
(1) 千葉県共同募金会香取市支会の運営	社会福祉法人千葉県共同募金会の香取市地区を担当する支会として共同募金運動を推進する。	① 一般募金(赤い羽根共同募金)運動の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・自治会連合会との連携 ・各イベント会場等における街頭募金活動の実施 ・納入方法の検討 ② 歳末募金(歳末たすけあい募金)運動の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員児童委員協議会との連携 ・自治会連合会との連携 ・納入方法の検討 ・佐原・小見川地区の歳末募金方法の自治会との調整
(2) 社協バス運行事業	マイクロバスの安全な運行と有効な活用を推進する。	① 社協バスの運行 <ul style="list-style-type: none"> ・委託業者との連携強化 ・事業の周知(学校・自治会等) ・効果的な運用の検討